

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規則
指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

告 示

○ 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件二件

○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である件

○ 道路の供用を開始する件

○ 公有水面埋立てについて竣功を認可した件

公 告

○ 落札者を決定した件

○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

○ 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件

○ 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件

○ 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件

正 誤

○ 平成十二年三月二十四日付け号外第二十三号中

規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月十日

福島県規則第一号

福島県知事 佐藤雄平

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第二ひまわり信用金庫の項中「小名浜支店」の下に「小名浜支店岡小名出張所」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年一月十四日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年一月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除予定保安林の所在場所

南会津郡南会津町滝原字龍沢一七二七の二二、一七二七の二三、一七二七の二四、一七二七の二五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（森林保全課）

福島県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十六年一月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除予定保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字南倉沢字猪番場山八四〇の二四（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（森林保全課）

福島県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十六年一月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市川前町川前字中ノ萱二一八の一から二一八の一五まで

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第十一号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十六年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月十日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県告示第十二号
一般国道二八九号
南会津郡南会津町田島字行司五五
番一地从先から
同 郡同 町田島字行司六六
番地先まで
平成二十六年一月一〇日
(道路計画課)

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	南会津郡南会津町田島字行司五五 番一地从先から 同 郡同 町田島字行司六六 番地先まで	平成二十六年一月一〇日

福島県告示第十二号

(道路計画課)

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて、次のとおり竣功を認可した。
平成二十六年一月十日

(相馬港港湾管理者 代表者)
福島県知事 佐藤 雄平

一 竣功認可を受けた者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

福島県
名称 福島県福島市杉妻町二番十六号
代表者の氏名 福島県知事 佐藤 雄平

二 竣功認可の年月日 平成二十五年十二月十日

三 埋立区域の位置、区域及び面積 別添図面のとおり（第一工区）

四 埋立免許の年月日及び番号 平成十一年八月十八日福島県指令港第三十二号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村 新地町

(「図面」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及び新地町企画振興課に備え置いて縦覧に供する。)

(港湾課)

公 告

公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県本庁舎耐震改修（建築）工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年1月10日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県本庁舎耐震改修（建築）工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成25年11月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社竹中工務店 大阪府大阪市中央区本町四丁目1番13号
- 5 落札金額
3,229,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年9月27日

（施設管理課）

公告第三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年一月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十二月十七日
- 二 名称
特定非営利活動法人キューピットふくしま
- 三 代表者の氏名
笹原 和子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市富田町字下亀田一番地の二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、未婚男女に対して、結婚を勧める事業を行い、社会の少子化の改善や健全な男女共同参画社会の形成の促進に寄与するとともに、まちづくりの推進を図ることを目的とする。

（文化振興課）

公告第四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年一月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十二月二十四日
- 二 名称
（変更前）特定非営利活動法人ふくしまアスリートクラブ
（変更後）特定非営利活動法人福島ユニテッドスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名
時崎 悠
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市飯坂町字筑前七番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、福島に縁のあるトップアスリートが中心となり、スポーツを通して子供たちの健全な心身の育成や生涯スポーツ社会の実現、競技力の向上を目指し、スポーツを通して豊かな地域社会の構築に寄与することを目的とする。また、福島に縁のあるアスリートのセカンドキャリア創出も合わせて目的とする。

公告第五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十六年一月十日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
表郷土地改良区
退任した役員
氏名

理事
緑川 悦夫

同 穂積 利行

同 近藤 博

同 沼田 弥一

同 和知 俊一

同 緑川 眞一

同 角田 徳男

同 森 元一

同 根本 賢一

同 鈴木 正宏

同 滝田 国男

同 深谷 規路

同 鈴木 博文

同 就任した役員
氏名

同 緑川 悦夫

同 高橋 俊一

同 緑川 守

同 近藤 博

同 吾妻 富善

同 藤田 裕次

同 薄井 利夫

同 角田 一郎

同 角田 明

同 市川 太郎

同 小山田 定夫

住所

白河市表郷下羽原字五輪割八〇番地

同 市表郷八幡字上長橋一二二番地

同 市表郷番沢字上願一六〇番地一

同 市表郷高木字上宿五一番地

同 市表郷内松字五斗時六五番地

同 市表郷堀之内字山ノ神一〇五番地

同 市表郷梁森字栗口二五番地

同 市表郷河東田字屋敷五五番地

同 市表郷番沢字里見六五番地

同 市表郷小松字日向一四五番地

同 市表郷金山字深ツ田一二番地

同 市表郷金山字下ノ内三九番地一

同 市表郷深渡戸字森前八六番地一

同 市表郷中野字才ノ内一八番地

同 市表郷金山字瀬戸原一三六番地

同 住所

白河市表郷下羽原字五輪割八〇番地

同 市表郷中野字上ノ原四六番地

同 市表郷八幡字上後久保七六番地

同 市表郷高木字上宿五一番地

同 市表郷河東田字屋敷一七番地

同 市表郷金山字菅辻五一番地

同 市表郷社田字玉岡二六番地

同 市表郷金山字瀬戸原四三番地

同 市表郷梁森字石崎一六二番地一

同 市表郷中寺字屋敷五三番地一

同 市表郷小松字北ノ内二一〇番地

(文化振興課)

同 根本 建一 同 市表郷番沢字里見一四九番地三
同 穂積 入 同 市表郷番沢字上願三八番地
同 柳路 実 同 市表郷三森字月桜四五番地
同 鈴木 正美 同 市表郷小松字谷地道一一番地

(農村計画課)

公告第六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第四項の規定により、いわき市復興整備計画にいわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

平成二十六年一月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 いわき都市計画道路

2 名称 三・四・一一号勿来小浜線

二 新たに都市計画に含まれる土地の区域

いわき市のうち岩間町川田、岩下及び竹ノ花の各一部の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所
福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課及びいわき市都市建設部都市計画課

2 縦覧期間
平成二十六年一月十日から同月二十四日まで

四 その他
いわき都市計画道路を変更する案について、いわき市の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県いわき建設事務所長又はいわき市長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

公告第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所
総括図、計画図及び計画書の写し

(都市計画課)

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十二年三月二十四日付け号外第二十三号中

九	下	一三	表装 塗装	表装 塗装
---	---	----	-------	-------